

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>昭島市(以下「市」という。)が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的去るものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを共同で構築している。</p> <p>市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入、転居、転出、世帯変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元の市区町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩個人番号カード等を用いた本人確認⑪取得した個人番号等を庁内の他業務システムへ連携⑫他機関からの情報照会に対応するために、特定個人情報を中間サーバーに登録 <p>なお、⑨のうち、個人番号の通知及び個人番号カードの作成等に関する事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構への関係情報の提供を含めて特定個人情報を使用する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1 既存住基システム2 住民基本台帳ネットワークシステム(※)3 コンビニ交付システム4 団体統合宛名システム5 中間サーバー <p>※※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバーにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村コミュニケーションサーバー部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none">(1)住民基本台帳ファイル(2)本人確認情報ファイル(3)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	

<p>法令上の根拠</p>	<p>1 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	
<p>①実施の有無</p>	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表(以下「省令第2条の表」という。)</p> <p>(省令第2条の表における情報照会の根拠) なし</p> <p>(省令第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、5、7、11、13、14、20、28、37、39、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、110、115、118、124、127、129、130、132、136、137、138、140、141、142、144、149、150、151、152、155、156及び158の項</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>市民部市民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>市民課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部市民課 電話番号042-544-5111</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	

連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部市民課 電話番号042-544-5111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
	[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、以下の対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・住基ネット照会やシステム入力を行う際には必ず複数人での確認を行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか等ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類などは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	I-1-③システムの名称	1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※)	1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※)	事後	
令和1年6月28日	I-3法令上の根拠	・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)	事後	
令和1年6月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第7号及び別表第2	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	市民課長 橋本 博司	市民課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年1月15日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する	事後	
令和3年1月14日	I-1-②	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成	①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成	事後	
令和3年1月14日	I-1-②	なお、⑨のうち、個人番号の通知及び個人番号カードの作成等に関する事務については、行政	なお、⑨のうち、個人番号の通知及び個人番号		
令和3年1月14日	I-4-②	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう	番号法第19条第7号及び別表第2	事後	
令和3年1月14日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年1月14日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事前	
令和3年8月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和3年8月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	
令和5年8月1日	I-5-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	
令和5年8月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和5年7月14日 時点	事後	
令和5年8月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和5年7月14日 時点	事後	
令和8年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。) (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3及び第59条の3	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)第2条の表(以下「省令第2条の表」という。) (省令第2条の表における情報照会の根拠) なし (省令第2条の表における情報提供の根拠) 1、2、3、5、7、11、13、14、20、28、37、39、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、110、115、118、124、127、129、130、132、136、137、138、140、141、142、144、149、150、151、152、155、156及び158の項	事後	
令和8年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	令和5年7月14日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月31日	II-2 いつ時点の計数か	令和5年7月14日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月31日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
令和8年3月31日	IV-8 判断の根拠	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、以下の対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・住基ネット照会やシステム入力を行う際には必ず複数人での確認を行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか等ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USB メモリ等の記録媒体を使用する際には、事前に許可が必要であり、利用履歴が管理できるようにしている。	事後	